

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年6月30日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
各方面本部長

警察庁丁運発第155号  
令和4年7月7日  
警察庁交通局運転免許課長

指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の実施について(通達)

指定自動車教習所(以下「教習所」という。)におけるオンラインによる学科教習については、「指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の実施について(通達)」(令和3年12月22日付け警察庁丁運発第290号)に基づき運用されているところであるが、オンラインによる学科教習の実施状況を踏まえて下記のとおり所要の改正を行い、本日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

## 記

### 1 基本方針

オンラインによる学科教習(以下「オンライン学科教習」という。)は、当該教習を希望する教習所において行われるものであり、現行法令の教習制度を前提に教習の水準を維持しつつ、教習所の学科教習の実施方法を拡大し、教習生の利便性の向上を図るものである。

なお、本通達は、教習所にオンライン学科教習を義務付けるものではないことに留意すること。

また、学科教習は、初心運転者教育において、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践できる運転者を育成する上で極めて重要なものであることから、オンライン学科教習と対面による学科教習のいずれについても、引き続き内容の充実に努めさせること。

### 2 実施方法

(1) オンライン学科教習は、次のいずれかの方式で行われること。

ア ライブ配信方式(情報通信機器を通して、同時かつ双方向に行われるものであって、学科教習を行う教室等以外の場所において行われるものをいう。)

イ 録画配信方式(情報通信機器を通して、学科教習を行う教室等以外の場所において、動画ファイルを再生して行われる教習であって、教習終了後速やかにインターネットその他の適切な方法により、当該教習に出演又は監修した教習指導員による指導及び質疑応答の機会が確保されており、かつ、教習生が継続して教習を受けている状況を確認しうるものをいう。)

- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第3項では、管理者の義務として、教習を教習指導員以外の者に行わせてはならないと規定されていることから、オンライン学科教習であっても、当該教習所において選任された教習指導員に実施させること。

特に、録画配信方式については、オンライン学科教習を行う当該教習所において選任された教習指導員が出演又は監修することのほか、教習終了後において、当該出演又は監修した教習指導員（以下「担当指導員」という。）による指導及び質疑応答の機会が確保されている必要がある（出演にあたっては、動画ファイルの全編にわたって出演する必要はない。また、複数人で一つの動画ファイルを監修する場合、少なくとも一人は出演する必要がある。）。

- (3) 録画配信方式の動画ファイルについては、交通情勢や地域特性に沿った内容及び時宜にかなう内容となるよう随時見直しを行うなど、教習水準の維持向上に努めさせること。
- (4) 教習生のなりすまし等を防止するため、個人IDやパスワードその他適切な方法により、教習生の個人識別が行われること。
- (5) 学科教習項目のうち実技訓練を伴う「応急救護処置」及び教習生同士や教習生と教習指導員が技能教習に引き続いて討論を行うこととされている「危険予測ディスカッション」については、オンライン学科教習を行わせないこと。

このほか、「運転者の心得」については、教習の第一時限であり、各教習生の受講姿勢を確認する観点から、対面で実施することが望ましい。

なお、その他の学科教習項目について、教習所の創意により対面による学科教習を行うことを妨げるものではない。

- (6) 府令第33条第5項第2号へに基づき、オンライン学科教習を行う場合であっても学科（二）については、技能教習の基本操作及び基本走行を修了した者でなければ行わせないこと。

また、録画配信方式ではより柔軟なスケジュールで視聴ができることから、技能教習と連動したタイミングで録画配信方式の学科教習を視聴させるなど、個々の教習生に対する教習効果が一層高まるような学科教習の実施に努めさせること。

### 3 留意事項

- (1) オンライン学科教習の教習時間、教習方法等についても、「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和4年3月7日付け警察庁丙運発第18号）により指示している事項を遵守させるほか、オンライン学科教習の実施中に通信環境の脆弱による回線の切断等実質教習時間が確保できない教習生については、当該教習を改めて最初から行わせること。
- (2) 録画配信方式における教習終了後の指導及び質疑応答については、双方向性が確保された効果的なものとなるよう指導すること。
- (3) 録画配信方式では、学科教習の視聴終了後、視聴中の教習生の視聴状況を記録された画像等で確認するなど、教習生が教習に集中し、継続して教習を受けていたかを確認すること。また、その最終的な確認と教習原簿転記は担当指導員の責任において行

わせること。

- (4) 担当指導員による確認において、継続して視聴していないと認められる場合には、教習不成立として当該教習を改めて視聴させること。

なお、上記の措置がとられる旨を教習開始前に教習生に告知するなど、事後に不要なトラブルを生じさせないように指導すること。

- (5) ライブ配信方式におけるオンライン学科教習の実施可能人数については、教習生の理解、教習効果に配慮して、情報通信機器等に応じて教習生に対する必要な指導、質疑応答等が適切に行うことができるものと認められる人数で実施させ、教習生が過度に多くならないように留意すること。

また、オンライン学科教習を希望する教習生に対しては、教習生個々の教習の進捗状況、理解度等に応じた学科教習を推進するよう指導させること。

- (6) オンライン学科教習を行おうとする教習所に対して、情報通信機器、カメラ、マイク等必要な資機材を整備させること。

また、オンライン学科教習で使用する教習生の情報通信機器を把握させるとともに、教習生に対して、(1)の実質教習時間が確保できない場合は、改めて教習を受ける必要があることなどを事前に説明させること。

- (7) オンライン学科教習を実施した教習生ごとに、当該教習の実施日時、項目のほか、個人IDを入力したログを管理するなどして教習生が継続して教習を受けている状況を確実に把握させること。

また、当該教習を修了したと認められる場合は、担当指導員の責任において教習原簿の学科教習欄にその内容を、適宜、漏れのないように反映させるとともに、オンラインで実施したことが区別できるように記載させること。

なお、録画配信方式における教習実施者は、当該動画ファイルに係る指導及び質疑応答を担当した担当指導員とする。

- (8) オンライン学科教習を実施しようとする教習所に対して、あらかじめ教習計画を変更させ、実施方法、オンラインにより実施する教習項目及び技能教習との連動状況等を把握すること。

なお、学科教習については、技能教習の第1段階、第2段階の教習効果の確認を実施する前後において教習効果の確認を行うこととされているが、録画配信方式では、あわせて随時に考査を実施することなどにより、教習効果の確認を行うように指導すること。

- (9) 教習所内の教室等において、教習指導員等が目視による視聴確認を行う中で、あらかじめタブレット等の動画再生機器に保存された動画ファイルを使用して、各教習生がそれぞれ受けた教習項目の動画を視聴させる方式については、録画配信方式に準ずるものとしてこれと同様の方法により実施できるものとするが、この場合は、教習指導員等が目視による視聴確認を行っていることから、3(3)の教習終了後の視聴状況確認は不要とする。

また、上記の方法で実施する場合は、教習生がそれぞれ異なる動画ファイルを視聴

することが想定される一方で、教習終了後の指導及び質疑応答は担当指導員がその場で行うことが想定されることから、実施可能人数については、ライブ配信方式と同様に、教習生に対する必要な指導、質疑応答等を適切に行うことが可能と認められる人数で実施させ、教習生が過度に多くならないように留意するとともに、指導、質疑応答等の対応については、動画ファイルの全編の内容について精通している担当指導員に行わせること。

- (10) 教習所がオンライン学科教習を行う場合は、対面による学科教習を希望する教習生に対応するよう指導すること。